

浦臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年浦臼町条例第3号）第6条の規定により、令和6年度の人事行政の運営等の状況を公表します。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数の状況（令和5年度） (単位：人)

職種	採用者数	退職者数				
		定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	合計
一般行政職	0	0	0	0	0	0
事務職	0	0	0	2	0	2
技術職	0	0	0	0	0	0
医療職	0	0	0	0	0	0

(2) 部門別職員数の状況 (単位：人)

区分 部門	職員数	
	令和5年4月1日	令和6年4月1日
一般行政部門	48	48
教育部門	5	5
公営企業部門	4	4

(3) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
6級	課長	7人	15.2%	323,100円	411,300円
5級	主幹	6人	13.0%	295,400円	394,000円
4級	係長	12人	26.1%	271,600円	382,000円
3級	主査	11人	23.9%	240,900円	351,000円
2級	主事	5人	10.9%	208,000円	305,200円
1級	主事	5人	10.9%	162,100円	249,400円

- (注) 1 浦臼町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のことです。  
 3 一般行政職とは、行政職給料表（一）適用職員のうち、税務関係の職員を除いたものです。  
 4 再任用職員は含んでいません。  
 5 構成比は、小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならないときがあります。

## 2 職員の人事評価の状況

全職員を対象に能力や業績に関する人事評価を実施しています。

### 3 職員の給料及び手当の状況

#### (1) 人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
4,360,818 千円	245,865 千円	509,780 千円	11.7 %	13.5 %

#### (2) 職員給与費の状況（令和5年度普通会計決算）

職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当計		
53人	162,081 千円	36,987 千円	79,313 千円	278,381 千円	5,252 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。

#### (3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.8 歳	313,800 円	361,100 円

#### (4) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	給料月額
一般行政職	大学卒 196,200 円
	高校卒 166,600 円

#### (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	学歴	経験年数		
		10年以上～15年未満	15年以上～20年未満	20年以上～25年未満
一般行政職	大学卒	273,100 円	296,700 円	341,500 円
	高校卒	220,900 円	- 円	333,500 円

#### (6) 職員の手当の状況

##### ① 期末手当・勤勉手当（令和5年度）

支給割合 ※ ( ) 内は再任用職員	浦臼町		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.45 月分 (1.375) 月分	2.05 月分 (0.975) 月分	2.45 月分 (1.375) 月分	2.05 月分 (0.975) 月分
加算措置の状況	・役職加算（5～15%）		・役職加算（5～20%） ・管理職加算（10～25%）	
一人当たり 平均支給額	1,497 千円		—	

②退職手当（令和6年4月1日現在）

支給割合	浦臼町		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%から45%加算)		・定年前早期退職特例措置 (2%から45%加算)	
一人当たり 平均支給額 (令和5年度中退職)	685 千円		—	

③特殊勤務手当（令和5年度普通会計決算）

支給実績	159 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額	17,583 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	17.0 %		
手当の種類（手当数）	10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	福祉担当職員	伝染病の疑いのある患者の救護等	日額 500円
死体処理手当	福祉担当職員	変死者の遺体を収容等	日額 1,000円
危険手当	防災担当職員	防災業務	日額 250円
滞納処分手当	税務担当職員	町税滞納処分	日額 500円
除雪作業手当	建設機械等の運転士及びその他の職員	建設機械等による除雪作業	日額 250円
犬取扱作業手当	環境衛生担当職員	野犬の捕獲等	日額 1,000円
危険物貯蔵所取扱手当	庁舎管理担当職員	危険物取扱い作業の保安監督	月額 500円
建築物環境衛生管理技術手当	庁舎管理担当職員	施設の環境衛生上の維持管理	月額 2,000円
有害獣駆除手当	農政担当職員	有害獣（狐）の捕獲等	日額 1,000円
蜂駆除手当	環境衛生担当職員	蜂（スズメ蜂）の駆除作業	日額 1,000円

④時間外勤務手当（令和5年度普通会計決算）

支給実績	13,450 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	313 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、令和5年4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑤その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	令和5年度普通会計決算	
				支給実績	支給職員 1人当たり 平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当です。 ・配偶者 6,500円 ・父母等 6,500円 ・子 10,000円（満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子は5,000円加算）	同じ	-	5,778 千円	231,100 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員及びその所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である職員に支給される手当です。 ・借家 月額28,000円を限度に支給 ・持家 月額6,000円	異なる	国は持家の場合支給なし	6,317 千円	150,388 円
通勤手当	通勤のため交通機関を利用し運賃を負担している職員や自動車等の交通用具を使用している職員に支給される手当です。 ・交通機関 定期代金額（最高55,000円） ・自動車等 2 <sup>km</sup> 以上60 <sup>km</sup> 未満は距離に応じ2,000円～29,800円、60 <sup>km</sup> 以上は31,600円	同じ	-	315 千円	78,600 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、職制上の段階、給料表の適用級に応じて支給される手当です。 ・課長（行（一）6級） 41,500円 ・主幹（行（一）5級） 31,700円	異なる	職制上の段階が異なる	6,149 千円	439,200 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等の正規の勤務時間の勤務に対して支給される手当です。勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の125～100分の150までの範囲内で定める割合を乗じて得た額が支給されます。	同じ	-	3（6）④ 時間外手当に含まれる	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に対して支給される手当です。勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25が支給されます。	同じ	-	3（6）④ 時間外手当に含まれる	
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に支給される手当です。 ・日額4,400円（勤務5時間未満は半額）	同じ	-	533 千円	10,238 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要等により週休日、祝日法による休日等、年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当。勤務1回につき2千円～4千円の範囲で支給されます。	異なる	支給額が異なる	0 千円	0 円
寒冷地手当	11月から翌年3月まで月の初日に在職する職員に支給される手当です。 ・世帯主である職員（扶養あり）月額23,360円 ・世帯主である職員（扶養なし）月額13,060円 ・その他の職員 月額8,800円	同じ	-	4,291 千円	85,802 円

(7) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

①給料・報酬月額、期末手当

区分	給料・報酬月額	期末手当支給割合
町長	687,200 円 (859,000 円)	6月期 2.25 月分 12月期 2.25 月分 計 4.50 月分
副町長	581,280 円 (692,000 円)	
議長	278,000 円	
副議長	220,000 円	
議員	184,000 円	

(注) ( ) 内は、減額措置を行う前の金額です。

②退職手当

町長	給料月額×在職年数×5.126（任期毎支給）
副町長	給料月額×在職年数×3.234（任期毎支給）

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和6年4月1日現在）

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
	1日当たり7時間45分勤務
休憩時間	午後0時から午後1時までの60分間
週休日	土曜日及び日曜日
休日	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）
	年末年始（12月31日から翌年の1月5日まで）

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和5年1月1日～12月31日）

平均取得日数	10.3 日
取得率	51.4 %

#### 5 職員の休業の状況

育児休業及び部分休業の状況（令和5年度）

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	1人	0人
女性職員	—	—
合計	1人	0人

## 6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況（令和5年度）

（単位：件）

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合 （法第28条第1項第1号）	0	0	—	—	0
心身の故障のため職務遂行に支障がある等の場合 （法第28条第1項第2号）	0	0	—	—	0
職に必要な適格性を欠く場合 （法第28条第1項第3号）	0	0	—	—	0
職制・定数の改廃等により廃職又は過員を生じた場合 （法第28条第1項第4号）	0	0	—	—	0
心身の故障のため長期休養を要する場合 （法第28条第2項第1号）	—	—	0	—	0
刑事事件に関し起訴された場合 （法第28条第2項第2号）	—	—	0	—	0
条例で定める事由による場合 （法第27条第2項）	—	—	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

（注）法とは地方公務員法をいいます。

### (2) 懲戒処分の状況（令和5年度）

（単位：件）

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合 （法第29条第1項第1号）	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 （法第29条第1項第2号）	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 （法第29条第1項第3号）	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

（注）法とは地方公務員法をいいます。

## 7 職員のサービスの状況

### 地方公務員法の服務規律の概要

全ての地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の執行にあたっては、全力をあげてこれに専念しなければなりません。

これを実現するために職員には、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」、「職務に専念する義務」、「信用失墜行為の禁止」、「秘密を守る義務」、「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」、「営利企業への従事等の制限」などの義務が課されています。

## 8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正（平成28年4月1日施行）により、退職管理に関する事項が規定され退職後に営利企業等に再就職した元職員による現職職員への働きかけが禁止されました。本町では、「浦臼町職員の退職管理に関する規則」を制定し、再就職者による働きかけの規制について必要な事項を定めています。

## 9 職員の研修の状況

### 研修の状況（令和5年度）

研修名	主催	実施回数	修了者数
町職員初級研修	空知町村会	2回	7人
町職員中級研修	空知町村会	1回	3人
若手仕事心得研修	中空知広域市町村圏組合	1回	4人
税務事務（基礎） 《徴収》研修	北海道市町村職員研修センター	1回	1人
地方自治法研修	北海道市町村職員研修センター	1回	2人
法令実務（基礎）研修	北海道市町村職員研修センター	1回	1人
地方公務員法研修	北海道市町村職員研修センター	1回	1人
指導能力研修	北海道市町村職員研修センター	1回	1人
小型重機基本操作等確認研修	滝川市（B&G財団支援）	1回	3人
法制集中研修第1期	自治大学校	1回	2人
第2部課程第200期	自治大学校	1回	1人
第2部課程第201期	自治大学校	1回	1人

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度の概要

職員の健康状態を把握し、疾病の早期発見及び予防を目的として、定期健康診断やストレス調査などを実施しています。

また、職場での職員の安全と健康を確保するほか、快適な職場環境の形成を促進するため産業医、衛生管理者などの選任と衛生委員会の運営を行っています。

さらに、職員が加入している北海道市町村職員福祉協会による各種給付事業や、地方公務員法第42条の規定による福利厚生事業として、職員の元気回復及び健康増進を図るため、各種体育大会への職員の派遣などを行っています。

### (2) 公務災害補償の状況（令和5年度）

請求件数	内訳	
	公務災害	通勤災害
1件	1件	0件